

burg, 1919)の三大學には神學部を缺いてゐる。

2. 法學部 (Juristische Fakultät) これはどの大學にもあるが、大學によつては之を法律學部 (Rechtswissenschaftliche Fakultät) 又は法律政治學部 (Rechts- und Staatswissenschaftliche F.) と呼んでゐる所もあり、經濟學と一緒にして法律經濟學部 (Rechts und Wirtschaftswissenschaftliche F.) と云つてゐる所もある。また法學部の外にミュンヘン大學には經濟學部 (Staatwirtschaftliche F.) があり、フランクフルト、コエルンには經濟社會學部 (Wirtschafts- und Sozialwissenschaftliche F.) がある。

3. 醫學部 (Medizinische Fakultät) これも各大學に必ずある。これと他少類似した獸醫學部 (Veterinär-medicinische 又は Tierärztliche Fakultät) はギーゼン、ライプツヒ、ミュンヘンだけにある。

4. 哲學部 (Philosophische Fakultät) これも各大學にある。しかしその内容は大學によつて著しく異つてゐる。多くは我國大學の文學部と理學部とを合せたやうなものであつて、政治學や農學を含むものも多い。又大學によつては之を哲學部 (Philosophische Fakultät) と理學部

(Mathematisch-Naturwissenschaftliche F. 或は單に Naturwissenschaftliche F.) の二つの學部に分けてゐるものもあり、一つの學部のなかに哲學歴史部と數學自然科學部との分科を設けてゐる所もある。

工科大學 (Technische Hochschule) にも學部 (Fakultät) 又は分科 (Abteilung) がある。

學部制度の工科大學には通常次のものがある。

1. 一般理學部(數學、物理等、化學を含むものと含まないものがある)
  2. 土木建築部(建築科と土木科)
  3. 機械工學部(機械科、造船及船用機關科、電氣工學科)
  4. 物質經濟部(採鑛科、冶金科、化學科)
- 他の單科大學は通常學部がない。

大學の教員としては正教授 (ordentlicher Professor 略して o. Prof. と書く) の外に副教授 (ausserordentlicher Professor 略して a. o. Prof. と書く) がある。正教授は講座 (Lehrstuhl) をもつてゐて、その學科の研究所の長である。副教授には官吏として規則的に研究及び指導を

してゐるものと單に囑托としてのとある。この他に名譽教授 (Honorar-Professor)、私講師 (Privatdozent) 及び助手 (Assistent) がある。是等の經歷は次の通りである。ドクトルの試験に及第してから數年間大學の助手をするか、外國へ行つて學術的研究をして、その結果を教授會に報告する (Habitation)。これが通過すれば、私講師として自分の専門の學科の講義が許される。何處かの大學で教授の必要なときは、他の大學の教授を招聘することもあり、何處かの私講師を教授として招聘するのである。

大學の各學部には學部長 (Dekan) があり、大學全體には總長 (Rektor) がある。これは教授中から選舉せられ、毎年改選せられる。

**入學資格** 綜合大學でも單科大學でも、之に入學するには九年制の高等中學校卒業を以て原則としてゐる。従つて年齢は我國と同一である。九年制の高等中學校の代りに六年制の上構學校を卒業してもよい。しかしバイエルンの大學では之を九年制高等中學校卒業と同等とは認めない。是等の學校を卒業する時に成熟試験 (Reifeprüfung) を受け成熟證 (Reifezeugnis) を得たものは、何處の大學へでも無試験で入學を許される。

以上最も普通の場合をのべたのである。統一學校制度の議論がやかましくなつて以來、九年制高等中學校卒業生以外のものでも能力ある青年には大學教育を受ける道を開くべきだといふので今日では種々の經歷のものにも大學への入學が許されるやうになつた。例へば高等中學校の六年を修了して、三年の専門學校教育を受けたものには、その専門の大學へ入學する資格を與へ、三年よりも短期の専門學校を出たものには補充試験によつて入學の資格が與へられる。又舊師範學校の卒業生は大學の教育研究所へ入學を許す (第四章の終を見よ)。また高等中學校の六年卒業後、實際の職業に従事し、二十五才以上四十才までのもので大學教育を受けさせる價值ありと認められるものは、大學の内容及び本人の能力をよく知つてゐる人の推薦によつて特別の試験をして入學を許す大學もある。又高等中學校卒業後官吏をしてゐるものに傍ら大學への通學を許してゐる所もある。外國人はその國の大學へ入學する資格があれば無試験でドイツの大學に入學することが出来る。尤もドイツ語の知識がなければならぬ。ベルリン大學には一九二二年以來是等の外國人の爲めにドイツ語及びドイツ事情やドイツ國學を教へる機關として外國人の爲めのドイツ研究所 (das Deutsche Institut für Ausländer) が附設せられた。此處

では七週間を一期としてドイツ語の講習が行はれる。これには初級、下級、中級、上級の區別があり、更に補習科がある。この中級を卒へればドイツの大學の講義を聞き得るだけのドイツ語の能力ありとの證明が與へられ、補習科卒業生には外國に於てドイツ語を教へる能力ありとの證明が與へられる。従つて全く初歩のものでも此處で約半年間勉強すれば大學の講義を聞き得るだけのドイツ語の實力が得られるといふのである。尤もずゐぶん厳しくいちめつけるから、全く初歩のものが半年間で中級の終りまで漕ぎつけるにはなかなか骨が折れるだらう。此處では單に語學の講習だけでなく、ドイツの文學、藝術、地理等に關する簡単な講義もあり、見學や旅行等もある。また夏休みの講習會には教育學やドイツの教育事情などの講義もあり學校見學等がある。僕もドイツへ來て先づこのドイツ語の講習を一期間だけ受け、その途中で催された見學や旅行にも加はり、また夏休みには再びベルリンへ出て三週間こゝでドイツ語の練習と教育に關する種々の講義とを聞いて大に得る所があつた。

日本からの留學生は大抵日本で一ト通りドイツ語もやつてゐるし、別に上の講習を受けなくても直ちにドイツの大學に入學することが出来る。けれども多くは短期の留學であり、ドイツ

の大學で何かの資格を得る必要もないから、正式に學生(Student)として入學するものは先づない。單に聽講生(Hörer)となり、演習等に出席し、又は實驗室にて研究し、教授から直接の指導を受けてゐるのである。勿論講義をきくことも出来る。

**入學及び在學** ドイツの大學には定員の規定がなく、入學試験もない。入學資格のあるものは何處の大學へでも無試験で入學出来る。従つて學生生活に都合のよい所や、えらい教授の居る大學へは自然と學生が集る譯であるから、學生が澤山來るといふことが、その大學の誇となつてゐる。それでは、或る大學ばかりに學生が集つて、殆んど學生の來ない大學が出來はしないかと案ずるものがあるかも知れないが、實の所、ドイツ各州には獨立の政府があつて、例へば官吏の採用試験其他の資格試験が各州獨立の立場で行はれることが多い。そこで或る州に於て何かの資格を得ようと思へば、少くとも一年間位は必ずその州の大學で勉強することを必要とする規定のあるが多い。従つてこの必要上から必ずしも中央の大學ばかりに學生が集るといふことはなし。

一年を一つの學期(Semester 又は Halbjahr)にわけてゐる。尙詳しいことは一九二頁にの

べる。學生は或學期は或大學で學び、次の學期は他の大學で學ぶといふやうに轉學が自由に出來る。各大學では次の學期にはどの教授が何といふ問題について講義するとか、如何なる演習、如何なる實習があるかといふ様なことを發表し、之が書物となつて賣り出されるから、學生はこれを見て次の學期は何處の大學でどういふ講義をきき、どういふ風に勉強しようかなどと計畫を立てるのである。尤も今日は經濟上の關係其他の事情で、轉學する學生の數はあまり多くはないやうである。

以上は我國の制度に慣れてゐる者にわかりやすいやうに説明したのであるが、實際は轉學とは稍趣がちがふ。どの大學でも各學期毎に在學手續を要するのであつて、一度何處かの大學へ入學しても次の學期に再び在學手續をしなければ、もう、その大學の學生ではないのである。新學期が來た時にも居た大學に再び在學するか、他の大學へ入學するかによつて、繼續又は轉學といふことになるのである。始めて或る大學へ入學(Immatrikulation)をするには、どの學科を研究するかを指定し、入學金(通常十乃至二十五マルク)を納める。その他に學期毎に一般授業料(約三十乃至六十マルク)と各學科毎に定められた聽講料(Vorlesungshonorar)

を納めなければならない。この聽講料は毎週一時間につき一學期約二マルク半乃至三マルク半である。尤も供覽實驗の伴ふ學科や實習にはもつと澤山納めなければならない。この他に圖書館使用料、研究室使用料、學生基金、學生病氣互助費、障害保險金などを出さねばならない。かういふやうな次第で一學期に文科的の學科では百二十乃至百六十マルク、醫科、理科、工科では二百乃至三百マルクかゝる。その上實驗に用ひる藥品や小さな器具は自辨であるから、かなりの金がかゝる。

在學年限には制限がない。その代り何時卒業といふこともない。學期試験や學年試験といふものもない。しかし例外として醫學、化學、工學を學ぶ學生には途中に一度試験があつて、それに及第したもののだけに後の實習參加が許されるのである。かういふ風に大學そのものには強制的の試験はないが、將來國家的の資格を得、またはドクトルの學位を得ようと思へば、それぞれの試験を受けなければならない。この試験規則にはそれぞれ最少限度の在學期間の規定があるから、少くともそれだけの年限は在學しなければならない。是等の試験のことは後に述べる。今その最少年限を記すと、神學、法學、哲學部の文科的の學科では通常、三年即ち六學期

であり、醫學部は最少年限五年半即ち十一學期であり、他は三年乃至五年である。

大學に於ける教育の方法としては大體、講義、實習、演習、討論會、研究の指導が行はれる。この内容や時間割等は毎學期變るので、各大學では前學期中に次の學期の計畫を定め、之が講義目録(Verzeichnis der Vorlesungen)と云ふ本となつて書籍店で賣られる。夏學期は四月半から八月半まで、冬學期は十月半から三月半までであるが、講義等の始るのは四月末及び十月末である。工科大學ではこれよりも二三週間早く始る。

(1)講義(Vorlesung)には初學者の爲めの一般的講義もあり、また教授の特別の研究を講義するものもある。講義の題目は毎學期變るのであつて、我國の大學の文學部と稍似てゐる。學生はどの講義を聴かなければならないといふ規定がない。講義目録を見て自分の欲する講義をきくのである。勿論各講義毎に一定の聴講料を拂はねばならない。この聴講料は講義する人の収入となるのである。ドイツの大學では講義の終つたあとで、その講義についての試験がある譯でもなく、卒業までに幾つ講義を聞かなければならないといふ規定もない。けれども感心なことには學生が喜んで講義をきく。尤もなかには次第に聴講者がへつて學期の途中で自然消滅にな

る講義もないことはない。之に反し有名な教授の講義になれば、それを聴くためにわざわざその大學へ入學する位だから、押すな押すなの繁昌である。

いづれにしても教授は學生に興味を興へ、楽しくこの講義を聞かせるやうに苦心してゐて、教授がノートを持つて來てそれを讀み上げ學生がノートにそれを一生懸命筆記するといふやうな器械的な授業はない。講義といつても一種の演説とか講演といつたやうな調子で、わかりやすく、かんで含めるやうに説くのである。學生は演説でも聞くやうなつもりで之を聞いて味つてゐて、時々要點を手帳に記入する位のものである。多くの講義に幻燈が用ゐられる。實物幻燈を用ゐる場合もあるが多くはちやんと硝子に焼付けておいて普通の幻燈として示される。従つて多くの講義が暗室で電燈の光の下になされる。従つて大きな掛圖などを用ゐる場合は殆んどない。ドイツの大學の教授が學會や其他へ講演に行く時でも、掛圖などは持たず、幻燈の種板を鞆のなかへ入れて出掛ける。ドイツには幻燈機械のない講演會場は先づないといつてよい。自然科學の學科では幻燈の外に澤山の供覽實驗があり、幻燈と實驗の説明が即ち講義であると云つてよい。

講義は通常一回の長さが一時間であるが實は四十五分しかない。例へば九時から十時までといふ講義ならば九時十五分から始まり十時に終ることとなつてゐて正確に四十五分間講義がある。何しろ一つの講義室と他の講義室とが近い所もあるが、遠いになると數町離れてゐるから、この十五分の間隔がどうしても必要である。講義は夏冬とも朝八時から午後七時までであるが、稀には午前七時からの講義や午後八時までの講義もある。かういふ風に時間が長いのは學年制度でなくて聞きたい講義を自由に選擇するのであるから成るべく多くの講義が同じ時間に衝突しないやうにするためである。大學によつても異り學部によつても異なるけれども、ライプチヒの自然科學關係の講義について見ると、一般的の講義はたいいて朝八時、九時などからあり、特別の講義は丁度晝休みの頃にあつて、他の時間は主として實習に當てられ、夕方から再び醫學生などに向く講義や特別の講義がある。

(2) 實習(Praktikum, Übung)は主として理學や醫學の學生に必要なことである。是等の學科ではそれぞれの實習の指導をしてゐるが、それにはどうしても設備が必要である。大學は無試験で入學を許してゐるから、設備の許す範圍以上に實習の希望者のあることもある。この場合

どうするかといふことが我々には疑問であつたが、これは學生と教授との約束でまゐるのである。試験をしたり、抽籤をしたり、申込順によるといふことではなく、「來學期は先生の御指導を受けて實習したいと思ひますからどうぞお許し下さい」。之に對して教授が「よろしい。」といへば、それで権利が得られるのである。實習は聴講と同じく一定額の授業料を拂ふのであり、之が教授の收入になる。つまりドイツの大學では教授が大學の設備を利用して、學生を指導するのであつて、學生と教授との直接關係で、大學はその媒介をする所のやうになつてゐるのである。實習に必要な簡單な器具や藥品は自辨の場合が多い。

(3) 演習(Seminar)は理科的學科の實習に相當する文科的學科の練習である。勿論理科的の學科にもある。教授の提出した問題について學生が参考書を読みなどしてしらべたことを報告すると、他の學生が互にこれを批判し教授が之を指導するのである。ドイツの大學で何かの資格なり學位なりを得ようと思ふ時、講義を幾つ聞かなければならないといふやうな規定はないけれども、この演習は是非出席しなければならぬものとなつてゐる。つまり、講義は初歩のものの手ほどき、又は特別の問題の講演であつて、實際の實力の養成は演習によつて得られるや

うになつてゐるのである。

討論會 (Kolloquium) は新しい研究などの報告をなし、それに對して互に意見を交換するものであつて、大學の教科ではなく、教授の許可を要するだけで聽講料は要らない。

(4) 研究の指導、一と通りの講義もきき、實習や演習をしたものは、今度は特別の問題について研究を行ふのである。理科的の學科ならば、實驗室ではたらしき、文科的の學科ならば圖書館で文献をしらべて研究するのであつて、教授が時々之に對して指導を與へる。これが卒業論文即ち學位論文になるのである。

試験 在學中には特別の學科の外は試験がないといふことを述べたが、大學と関係のある試験としては次の如きものがある。

(1) 國家試験 (Staatsexamen, Staatsprüfung) これは國家的の官吏又は資格、例へば法律家、醫師、行政官、高等中學校教員、國民學校教員等の試験であつて、たとひ各大學で行つても、これは卒業試験ではなく、國家の行ふ試験なのである。教員檢定試験のことに關しては既にそれぞれの學校のところで述べたから此處には省略することとする。この試験に及第すれば試験補

に採用せられ、二三年の後は本官となることが出来る。この試験を受けるには在學年限の制限があつて、通常少くとも六學期 (三年間) 醫學などは少くとも十一學期 (五年半) 大學に在學したものでなければならず、且つ通常最後の二學期は受験する大學の學生であることを必要とする。

(2) 資格試験 (Diplomexamen) これも特種の國家試験であるが、寧ろ大學が本體で國家がこれに參與する形の試験である。この例は有學經財士 (Diplom-Volkswirt), 有學商人 (Diplom-Kaufmann), 有學農人 (Diplom-Landwirt), 有學工人 (Diplom-Ingenieur), 有學商業教員 (Diplom-Handelslehrer) などであつて、一種の資格認定試験である。或る學科では之が次に述べるドクトル試験の受験資格として必要なものと規定してある。

(3) ドクトル試験 (Doktorexamen) これは國家とは關係なく大學だけの試験である。この試験に及第すればドクトルの稱號が得られる。試験は論文 (Dissertation) と口答試験とから成り、學科によつて異なるが、最も短いものでも、大學入學後六學期 (三年) を経過したものでなければならぬ。醫學の方は長くて少くとも十一學期 (五年半) 後でなければならぬ。通常先づ四年

乃至五年の後である。或る學科では他の資格試験に及第したもののだけにドクトル試験をゆるしてゐる。例へば政治學、工學、農學、林學、醫學、齒科醫學、獸醫學などはその例である。我國では大學を卒業すれば學士となり、更に論文を呈出して始めて博士となるのであるが、學士となるのに論文を要する科と要しない科とある。そこで年限や内容から見ても、ドイツのドクトルは或る科では我國の學士に當り、他の科では我國の博士に當る。しかしドクトル試験は大學の卒業試験とも云ふべきものであるから此處では假りに學士と譯しておくこととする。

次に重なる學位の例を掲げる。

**神學士** (Lic. theol.) 及び **神學博士** (D. theol.) キリスト教新教の神學部では少くとも三年間の勉學の後、舊教の神學部では少くとも四年又は五年の後、是等の學位が與へられる。大學によつてそれぞれ規定がちがひ、また神學博士を單に尊稱として取り扱つてゐる所と、之を學位として、神學士の學位の代りに用ひてゐる所とある。

**法學士** (Dr. jur.) どの大學の法學部でも大學入學後少くとも三年間勉學し、論文と口頭試験とによつてこの學位が授けられる。口頭試験には法律に關するあらゆる學科が試験せられる。

**政治學士** (Dr. rer. pol.) 或る大學では法學部でも哲學部でも之を授け或る大學では、法律政治學部で之を授け、或る大學では法律經濟學部で之を授け、或る大學では哲學部で之を授け、フランクフルト及びコッペンハーゲンでは經濟社會學部で之を授ける。また之に類似した學位として、ヴェルツブルク大學の法律政治學部で法律政治學士 (Dr. jur. et. rer. pol.) ヌーンゲン大學の經濟學部では經濟學士 (Dr. oec. publ.) エッセンの工科大学でも經濟學士 (Dr. rer. oec.) の學位が授けられる。

この學位を得るためには先づ有學經濟士の資格試験を受けた後更に一年間の勉學をして論文及び口頭試験に及第しなければならぬ。この口頭試験には通常一般及び實際經濟學、財政學、統計學及び副學科として通常國家法及び行政法とその他に選擇科目一つが課せられる。以上は大體共通の點を掲げたのであるが、各大學によつて規定が多少違つてゐる。有學經濟士の試験の代りに司法官試補、林務官試補、有學農人の試験を以てすることも出来る。特別の場合には工學士、商學士或は有學商業教員の如き資格試験を以てすることも出来る。

**有學經濟士試験** (Diplomvolkswirtschaftsprüfung) は國家の資格試験であつて、大學入學後



少くとも三箇年の勉學をなし、その間に定められた數の學科の演習に参加し、筆述の宿題及び二つの筆述試験を受ける。これは經濟學及び法律學に關するものである。その他に口頭試験を受けなければならない。口頭試験の學科は、1. 一般經濟學(貨幣論、銀行論、取引所論を含む) 2. 特種經濟學(經濟政策及び社會政策) 附經濟史、3. 財政學、4. 統計學、5. 經營經濟學、6. 民法中經濟的に重要な部分、並に商法及び手形法、7. 一般國家學、國家法、行政法(税法を含む)、國際法中の經濟上重要な部分、8. 選擇科目として、經濟地理、救貧及び公益事業、勞働法、保險學、組合制度、工學のうちの一つ。州によつては多少異なる所もあるが大體はこの通りである。

醫學士(Dr. med.)は醫師試験に及第しドイツ國內で醫術開業の免許を得たものが論文を呈出し口頭試験に及第すれば與へられる。口頭試験は三人の教授から各十五分間宛試験せられ、醫學の科學的方面について特に試験せられる。醫師試験を受けてゐないものには醫學の全學科が試験せられる。

醫師試験は前期、後期に分れてゐる、前期試験は大學にて少くとも五學期(二年半)勉學し規定せられた學科及び實習に参加した者に限りゆるされる。この試験課目は、1 解剖學、2 生理學(これは我國で云へば醫化學を含んでゐる)、3 物理學、4 化學、5 動物學、6 植物學、である。

前期試験に及第したものに限り臨床醫學の勉強が許される。前期試験及第後少くとも五學期(二年半)勉學し、その間に定められた講義及び實習に参加し、又定められた期間定められた臨床上の見習實習をしたものに限り後期試験が許される。この試験の課目は、1 病理解剖學及び一般病理學、2 局所解剖學、3 病理的生理學、4 藥物學、5 內科學、6 外科學、7 産科婦人科學、8 眼科學、9 耳鼻咽喉科學、10 小兒科學、11 皮膚性病學、12 精神病學、13 衛生學、14 法醫學である。

齒科醫學士(Dr. med. dent.)殆んどすべての大學の醫學部で與へられる。少くとも四年間大學で齒科醫學を勉學し、齒科醫師試験に及第しドイツ國內に於ける齒科醫術開業免狀を得たものに限り論文と口頭試験とによつて與へられる。

獸醫學士(Dr. med. vet.) 獸醫大學及び綜合大學の獸醫學部で與へられる。少くとも九學期

(四年半) 在學し、獸醫試験に及第し、ドイツ國內で獸醫開業免狀を得たものに限る。論文及口頭試験を要することは他と同じ。

**哲學士(Dr. phil.)**これは我國の文學士又は理學士に當るもので大學の哲學部入學後少くとも三年勉強したものに限る。マールブルクの大學では少くとも四年と規定してゐる。しかし文科的の學科では比較的短期間で済むが、理科的の學科では大抵五年間位はかゝる。これは極めて種類が多いから、簡単に之を記することは出来ない。論文の外に口頭試験があるが、口頭試験は中心學科一つの外に數個の副學科の試験を受けなければならない。ベルリン及びハレの大學ではたとひ理科的の學科で學位を受ける場合でも副學科中には必ず哲學をも加へねばならないこととなつてゐる。哲學部と獨立して理學部の存在する大學では理科的學科の研究には哲學博士の代りに理學士(Dr. phil. nat. 又は Dr. rer. nat.)の學位を與へてゐる。

哲學部のうちで最も面倒な規定のある學科は化學科である。これにはドイツ大學實驗室長聯盟で規定した學位の豫備試験がある。これを通常聯盟試験(Verbandsexamen)と稱してゐる。綜合大學化學科のみならず工科大学でも、皆この試験があるのである。これは前期と後期とに

分れてゐて、前期試験は定性分析、定量分析、容量分析の實驗的試験と分析化學、無機化學並に初歩の有機化學の口頭試験がある。後期試験は無機化學、有機化學及び物理化學から成る。前期試験は無機化學實習終了後、後期試験は有機化學及び物理化學の實習が終つてからでなければならぬ。この聯盟試験に及第したもののだけに特別の研究が許され、學位試験を受けることが許されるのである。従つて學位を得るまでには大學入學後早くも四年通常五年位かゝる。學位試験は勿論論文と口頭試験であるが、この口頭試験は中心學科として化學を選びその他に物理學、礦物學など數個の學科を受けなければならない。

**工學士(Dr.-Ing.)**この學位は必ずドイツ文字で記す。この工科大学でもまた鑛山大學でも與へられる。少くとも四年間在學して有學工人(Gehilf.-Ing.)の資格を得且つ論文を呈出したものに限る。ドレスデンの工科大学にはまた違つた工學士(Dr. rer. techn.)も與へられる。

**農學士(Dr. agr.)**農科大学で與へられ、少くとも四年間勉強したものに限る。但し三年間實際の農業に従事することによつて一年間の勉強の代りとする事も出来る。この試験を受けるものは必ず有學農人の試験に及第したものでなければならぬ。

有學農人 (Diplom-Landwirte) の試験は少くとも入學後一年半の後に前期試験があり、入學後少くとも三年の後に後期試験がある。前期試験は口答、後期は口答及び筆述の宿題がある。綜合大學の哲學部のなかに農科のある大學では、農學に關する論文で哲學士となることが出来る。

林學士 (Dr. forest.) 林科大學で授けられる。尤もタラント Tharandt の林科大學では學位を授けずこの學生にはライプチヒ大學の哲學部と共同して哲學士の學位を授けてゐる。少くとも四年間の勉學を要し、林務官試補或は林務行政官の試験に及第し(ライプチヒは例外)、論文と口頭試験とが課せられる。

大學に關する參考書

- (1) Die Hochschulen Deutschlands. (Ein Führer durch Geschichte, Landschaft, Studium) (Ausgabe für Ausländer) herausgegeben von Prof. Dr. K. Renne. Verlag des Akademischen Auskunftsamts, Berlin C. 2. Universität. 1926.
- (2) Kalender der Deutschen Universitäten und Technischen Hochschulen. gegründet

von Prof. Dr. F. Ascherson, herausgegeben mit amtlicher Unterstützung.

これは各學期毎に發行せられ、第一卷はドイツ各大學の教師、講師の生年月日及び講義題目を収録する。第二卷には各大學の學生組合の目錄がある。

- (3) Academicus (Deutscher Hochschulführer und amtliches Auskunftsbuch für Hochschulstudienfragen und akademische Berufsberatung) bearbeitet in der Amt. Akademischen Auskunftsstelle Leipzig mit Abteilung Berufsberatung. herausgegeben vom Leiter Regierungsrat Dr. A. Köhler. Verlag von Alfred Lorenz, Leipzig 1926.
- (4) Die Deutschen Hoesschulen. (Ein Führer für ausländische Studierende). herausgegeben von der Deutschen Akademischen Auslandsstelle gegründet vom Verbands der Deutschen Hochschulen. Verlag Walter de Gruyter & Co. Berlin und Leipzig. 1928. この書には他の參考書の名前が出てゐる。

番 號	綜 合 大 學		創 立 の 年	所 在 地 の 人 口	學 生 數						
	(1927 年 夏 學 期)				全 體	そ の ら ち の 女	新 教 神 學	舊 教 神 學	法 律 及 政 治		
1	ベ	リン	Berlin	1809	4024165	9173	1318	307	—	3010	
2	ボ	ン	Bonn	1818	90249	4305	737	104	397	1324	
3	ブ	レスラウ	Breslau	1811	557139	3034	403	118	210	1001	
4	エ	ヤランゲン	Erlangen	1743	29597	1340	73	240	—	396	
5	フ	ランクフルト	Frankfurt	1914	467520	3211	375	—	—	678	
6	フ	ライブルク	Freiburg	1457	90475	3264	503	—	284	919	
7	ギ	ー	セン	Giessen	1607	33600	1453	77	59	—	331
8	ゴ	エテツンゲン	Göttingen	1734	41514	3022	326	172	—	980	
9	グ	ライフスワルト	Greifswald	1456	26695	1235	147	114	—	385	
10	ハ	レ	Halle	1694	194575	1816	131	170	—	463	
11	ハ	ンブルク	Hamburg	1919	1079126	2255	437	—	—	550	
12	ハ	イデルベルク	Heidelberg	1386	73034	2860	527	104	—	780	
13	エ	ナ	Jena	1558	52649	2270	335	63	—	593	
14	キ	ー	ル	Kiel	1665	213881	2081	260	69	—	721
15	コ	エ	ル	Köln	1919 (1388)	700222	5122	621	—	1383	
16	コ	エーニクスベルク	Königsberg	1544	279926	1913	261	137	—	596	
17	ライ	プ	チツヒ	Leipzig	1409	679159	4937	472	185	—	1019
18	マ	ールブルク	Marburg	1527	23299	2767	479	243	—	856	
19	ミ	ュン	ヘン	München	1826 (1472)	680704	6927	1167	—	222	2136
20	ミ	ュン	スター	Münster	1773	106418	2899	536	107	238	717
21	ロ	ストツク	Rostock	1419	77669	1172	122	80	—	323	
22	テ	ュー	ピンゲン	Tübingen	1477	20276	2890	263	523	148	739
33	ヴ	ュルツブルク	Würzburg	1582	89910	2243	131	—	203	630	
計						72189	9701	2795	1802	20530	

番 號	科														番 號
	經 濟	醫 學	齒 科 醫 學	獸 醫 學	哲 學 及 教 育 學	古 語	近 代 語	國 語 、 歷 史 、 地 理	數 學 、 自 然 科 學	化 學	藥 學	生 物 學	礦 物 及 地 質	農 學	
699	1198	221	—	220	184	770	1018	792	398	67	217	8	—	64	1
126	639	186	—	70	75	421	334	363	128	46	71	4	—	17	2
137	320	126	—	96	72	176	278	217	58	40	29	10	132	24	3
85	234	82	—	18	16	75	27	45	96	22	—	4	—	—	4
1227	276	87	—	38	35	157	267	196	136	27	67	10	—	10	5
221	634	70	—	30	78	151	326	306	94	42	—	—	—	109	6
130	201	—	119	45	18	119	6	188	62	16	—	—	88	71	7
74	263	83	—	35	57	210	200	521	123	19	73	18	185	9	8
43	202	70	—	6	11	97	104	92	45	17	23	5	—	21	9
91	148	39	—	44	19	120	144	152	69	18	10	6	315	8	10
263	240	81	—	200	16	181	253	173	94	15	76	9	92	12	11
296	468	81	—	58	68	220	322	181	194	17	40	14	2	15	12
165	280	41	—	140	25	126	269	411	51	22	—	—	84	—	13
130	408	54	—	9	25	88	162	131	83	35	58	6	92	10	14
2175	241	14	—	319	36	203	414	203	80	—	44	8	—	2	15
64	225	65	—	43	39	165	182	191	45	17	29	5	102	8	16
437	493	196	108	715	176	279	353	338	271	42	42	84	199	—	17
40	412	101	—	24	33	329	272	267	70	46	66	7	—	1	18
380	1071	199	148	369	168	786	352	483	364	110	—	—	139	—	19
139	298	91	—	98	56	292	257	302	65	28	23	3	10	15	20
77	292	55	—	37	10	53	51	79	49	63	—	1	2	—	21
74	432	86	1	158	65	314	18	129	43	24	123	4	9	—	22
128	595	164	—	32	45	44	130	93	142	27	—	10	—	—	23
7201	9570	2192	376	2804	1317	5376	5739	5913	2760	760	991	216	1451	396	計

工科大学所在地	創立の年	學生數		學科												
		全體	そのうちの女	一般の部	建築*	土木*	機械工學	電氣工學	造船	飛行機	探検	鐵冶金	冶金及び造幣	化學	藥學	
アヘン	1870	984	10	41	71	91	211	110	—	—	7	116	236	34	67	—
ベルリン	1879	4358	35	151	308	360	1462	1110	163	85	293	112	24	290	—	—
ブラウンスヴィック	1745	945	36	79	75	106	310	153	—	—	—	—	—	126	—	96
ブレスラウ	1910	787	12	38	1	39	282	150	—	5	65	104	13	90	—	—
ダンツィヒ	1904	1515	43	128	121	219	470	279	—	151	—	—	—	129	—	—
ダルトムシュタット	1836	2346	56	320	195	263	857	558	—	—	—	—	—	153	—	—
ドレスデン	1828	2341	49	786	159	203	531	353	—	—	—	—	—	309	—	—
フレスデッセン	1831	1807	19	85	128	278	745	416	—	19	—	—	—	136	—	—
ハノーファー	1825	1239	29	84	145	161	438	268	—	—	—	—	—	143	—	—
カールスルーエ	1825	4398	81	1022	301	509	1390	816	—	—	—	—	—	360	—	—
ミュンヘン	1827	1771	39	173	245	184	618	282	—	—	—	12	—	217	—	—
シュトゥットガルト	1829	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	—	—
計	—	22491	409	2907	1749	2413	7314	4513	314	116	474	464	71	2020	136	—

\* 此處では土木及び建築中の技術的方面を土木と名け、藝術的方面を建築と名けたのである。

農科大学	所在地	創立	學年	計
ベールリン	Berlin	1906	1499	1702
ボン	Bonn-Poppelsdorf	1847	488	
ホーエツハイム	Hohenheim	1818	305	
ワイエツスデフアン	Weihenstephan	1804	288	
ライプツヒク	Leipzig	1838	372	
ライプツヒク	Mannheim	1908	1124	4058
ライプツヒク	Nürnberg	1919	653	
ライプツヒク	Berlin	1857	410	484
ライプツヒク	Hannover	1778	225	
ライプツヒク	Hannover	1770	259	
ライプツヒク	Eberswalde	1868	91	345
ライプツヒク	Hann.-Münden	1811	186	
ライプツヒク	Tharandt	1811	86	
ライプツヒク	Glansthal	1775	421	788
ライプツヒク	Freiberg	1765	357	

## 第七章 補習學校及び職業學校

ドイツの憲法では八年間の國民學校に連絡して滿十八才まで補習學校で義務教育を施すことになつてゐるが、事實に於てはまだ完全には之が實行せられてゐない。

全國學校會議の際には、補習教育に關して次のやうに決議せられた。(1)將來の義務的補習教育は各州とも三年間として、(2)授業時間は毎週少くとも八時間一年間四十週とすること、(3)授業は日曜でない週日の晝間に行ひ、夜間を禁ずること、(4)生徒が既に備はれてゐる時は、傭主は通學に必要な時間を提供すること。以上の如き決議が出来、既に之を實現してゐる州もある。

補習教育の目的とする所は、國民學校(小學校)で與へた知識を保存させ、それを確實に多少補充するといふことである。けれども最近の教育思潮によれば、職業の爲めの仕事によつて人格教育及び一般教育が最も有効に出来るのみならず、一方職業的に必要な知識技能を授けることが出来るから、補習教育は職業教育でなければならぬといふことが強く主張せられ、次第にそれが實現せられるやうになつた。従つて或る州では**補習學校**(Fortbildungsschule)

を**職業學校**(Berufsschule)と呼んでゐて、内容も全く職業教育となつてゐる。以下の記述に於てもこの兩者は常に一緒にして説明するが、職業學校は補習學校の進歩した形だと思はれない。之に反し、義務教育としてではなく、生徒の自由意志によつて入學し、一年以上毎日授業を受ける職業の準備學校がある。これは廣義の職業學校であつて、通常之を**専門學校**(Fachschule)と呼んでゐる。最も専門學校といつても我國の専門學校のやうに學術的ではなくてもつと實際的職業的のものである。

**補習學校及び職業學校普及の状態**は各州によつて著しく異り、之が商務省の管轄になつてゐる州もあり、文部省の管轄になつてゐる州もある。これがよく普及してゐる所では、いづれも補習學校の名を用ひず、職業學校の名を用ひてゐる。

職業學校の名に於て國民學校卒業生に三年間の義務教育を施してゐるのは、ハンブルク、チューリンゲン、リッペ、ザクセン、ヘッセンである。但し一年の授業時数は少いものでは百二十時間や百六十時間のものもある。しかし大體は毎週八時間乃至十二時間の晝間授業である。

國民學校八年の卒業後三年間と云へば滿十七歳までであるが、リューベックでは滿十八才以

下のものを職業學校へ通はせてゐる。又バーデン州では男子には三年の補習教育、女子には二年の補習教育を施し、ヴュルテンベルクでは三年の義務補習學校があるが之は日曜日に授業をしてゐる。バイエルンには三年制の國民補習學校 (Volkshilfsschule) といふのがあり、少くとも一年に百四十時間の授業を施してゐるが、之は國民學校八年修了後でなく、國民學校の七年生に接續する。そこで、八年制の國民學校を有する土地では、國民補習學校を二年としてよいことになつてゐる。又バイエルンには別に職業補習學校 (Berufshilfsschule) といふのがあつて、これは一年に少くとも二百四十時間の授業を施し、市町村は之を義務教育とすることが出来る。

以上は男女に義務的補習教育を施してゐる所であるが、他の州では義務的補習教育を男子のみに課してゐる所 (ヴァルデック、アンハルト)、女子のみに課してゐる所 (プレーメン、オルデンブルク)、各地方の隨意としてゐる所 (プロイセン) とある。

**ザクセンに於ける實情** ザクセンは最も職業學校の發達した州であり、他の州も次第に之に近づきつつあるのであるから、一例として次にザクセンの實情を述べよう。ザクセンでは満十

七歳までの男女に就學の義務がある。満十四歳で國民學校の八年を卒業し、それから三年間はすべての男女が職業學校に通ふことになつてゐる。九年制の高等中學校へ通つてゐる男女は云ふまでもなく職業教育が免除せられるけれども、十年制の國民學校や六年制の高等中學校へ出た男女はまだ満十六歳であつて、まだ一年間義務が残つてゐるのでこの期間やはり職業學校へ通ひ、同年齡の組にはいり職業教育を受けなければならない。但し職業の爲めでない一般學科の授業は免除せられるから、實習の時間だけに出席すればよいのである。

職業學校では少きは一週三時間、多きは一週十二時間の授業を施してゐる。一體職業學校は都會から次第に發達するので、プロイセンなどは都會のみに存在してゐるのであるが、ザクセンでは全州に存在し、これが義務教育となつてゐる。従つて農村などでは一週三時間の組があつても決して無理ではない。ライプツヒの如き大都會では一週九時間乃至十二時間であり、これを二日に分け、一日は午前、一日は午後に出席することになつてゐる。國民學校卒業生の大部分は何處かに傭はれて働いて居るのであつて、商店會社はこの時間に必ず暇を與へて通學させる義務がある。授業は勿論無料である。尙この他に充實組 (Vollklasse) といふのがあつ

て、第一學年の間は一週三十時間（毎日五時間）の授業を受け、第二學年は一週十時間（午前  
に一回、午後一回出席）、その代り第三學年は出席しなくてもよいのである。この充實組では  
國民學校卒業後一年間専門に職業教育を受け、それから備はれるのであるから、始めから相當  
間に合ふし、その後一年間だけ通學させればよいのであるから、備主にとつて大變都合がよ  
い。此の充實組はまだ極めて少いが、次第に増加しつつある。

大都會には幾つもの職業學校があり、一つの學校に澤山の組があつて、各種の職業に應ずる  
教育を施すけれども、田舎ではさう行かない。本來職業學校は補習學校から次第に發達進歩し  
たもので今でも田舎には小學校に附屬してゐるものもある。しかしサクセンでは、之を獨立させ  
て職業的の教育を完全にするため、職業學校組合を作り、數ヶ村聯合して一つの職業學校を建  
て、そのなかに種々の職業に應ずる組分けを行ひ、また或る場合には、一つの組合を組織して  
ゐる。一つの村に商業、他の村に農業の職業學校を設け、互に生徒の交換を行つてゐる。

職業學校で教へる學科のこと、職業學校教員の養成等のことは後にのべる。こゝには先づ  
一九二六年現在の學校數及び生徒數の表をかゝげる。

學校數

市町村立	138
市町村組合立	383
國民學校に附屬せるもの	470
計	991

學級數

學級數	男子	女子	計
職業的分割	2752	2455	5207
合 級	956	2046	3002
計	3708	4501	8209
一校平均	3.7	4.5	8.2

生徒數

	男子	女子	計
全體	84937	112706	197643
一校平均	85	114	199
一組平均	23	25	



**補習學校、職業學校の種類** 田舎には純然たる補習教育を施すものもあるが、通常商業、工業、農業、家政の四種類に區別される。この他に職業の不定な人夫があるが、これには工業的の教育を施すか又は別に労働者學校を作る。一つの都會に數個の職業學校を建てることの出来ない所では、一つの學校内に此等の種々の組を設ける。中以下の都會や、數ヶ村の組合で建ててゐる職業學校にはかういふのが多い。

大都會に於ては、更に細かく種類を分けて、適切な職業教育を施してゐる。

例へば商業にしても之を大取引組と小取引組とに分けるとか、更に帳場掛、銀行、保險、運送業、呉服屋、金物屋、食料品店、紙屋などに分けてゐる。又工業の職業學校では、之を大工業組と工作組に分けるか、更に細別して、機械製造、造船科、車製造、電氣職工、鋸前師、鍛冶屋、精密機械職、時計製造家、金細工師、銅細工師、指物師、表具師、馬具師、仕立職、靴職、毛皮品製造者、理髮師、齒科技術者、印刷者、石版印刷者、寫眞師、化學凸版師、製本師、パン焼、菓子製造人、屠畜者、料理人、飲食店給仕、其他種々の職業に分けて教へてゐる。

女子には一つの困難がある。男子と同様の職業の外に家庭の仕事を教へねばならない。そこで或州（例へばハンブルグ）などでは家事を全くの隨意科として科外に教授してゐる。又或地では女子を男子よりも時間を多くし、また女子のみに職業教育を施す所もある。女子の職業もまた男子の時と同じやうに分類せられるのであつて、帳簿掛、販賣掛（これは更に何を賣るかによつて分かれて来る）この外には仕立屋、小間物製造、刺繡、編物、洗濯、毛皮縫ひ、花輪製造などに分れる。是等は職業婦人としての教育であつて、この他に家政科といふのがあり、これは女中奉公をしてゐるもの、自家で手傳をしてゐるもののためにある。しかし今日のドイツの状態では、自家に止り得る位のは女子の高等中學校へ通ふから、大體國民學校八年の卒業者は、商店會社に傭はれて働くものと見てよい。従つて女子に男子同様職業的教育を施すといふことは事實必要なことなのである。女子を男子の職業學校へ通はせ合併で授業をしてゐる所もあるが、此處では家事だけを別に女子の職業學校へ行つて學ぶことにしてゐる。農業の職業學校には困難がある。夏は農家が忙しいので地方によつては冬だけ授業を行ふことにしてゐるのがある。

職業學校の學科を大別すれば普通學と職業的學科となる。

(1) 普通學 職業學校の發生の歴史から云へば、普通學が中心であつた。これは國民學校の復習と擴充である。その中心は何といつても國語である。多くの場合にこれを執務法の教授と結びつけて教へる。要するに國語を正しく話し正しく書き得るやうに導くのであつて、商業科ではこれは一つの職業教育であり、商業文、報告、願書、専門の文章等を授ける。又青年向の教育的な書物、職業的内容のある書物、簡単な法令、經濟的記事などが國語の教材となる。しかし他のあらゆる學科が同時に國語教育を助けることは國民學校に於ける教育と同様である。國語に次で、算術であるが、職業的の算術に對して之を日用算術と云ひ、一般的の計算、交通、保險、利息、家計、圖式表現法などを教へる。この他に修身、公民學、附、衛生學といふやうな學科であつて、社會に於ける個人及び職業に關する種々の問題の理解を與へる。即ち義務的、犠牲的精神、清潔、衛生の必要、家庭、仕事場、市町村、州及國の一員としての義務、社會生活の發達及びその法則等を授け、獨立的、道德的、經濟的、法律的の判斷力を養ふのである。尙普通學としては體育及び宗教がある。しかし體育を正科として課してゐるのは今

の處リューベック、ハンブルク及びザクセンだけである。宗教は生徒の自由であるから強制出來ない。従つて僅かの授業時間のなかに之を加へることは賛成されない。しかしバイエルンでは宗教を正科とし、プロイセンでも所によつては正科になつてゐる。一體に舊教の行はれてゐる所では宗教教育が盛である。

(2) 職業的學科は職業の種類によつて異なること勿論である。或る一つの職業に必要な教育を考へると、先づ第一に職業學である。その職業で使用する材料、道具、作業、の原理、方法、職業衛生、關係法令等を授けなければならぬ。次には専門算術としてその職業で取り扱ふ數量の單位や關係等を教へ、簿記法などを授ける。第三に必要な學科は圖畫であつて之は職業によつて異り、木工、金工、指物師などは工業的製圖の描き方及び見方を教へ、技藝的の職業には自在畫や圖案畫を、又衣服仕立などの職業には裁型や、流行畫を描かせ、必要に應じ趣味の教育、風俗や服裝の學を授ける。以上の如き學科はすべてその職業の實習に結びつけられるのである。その方法は後に述べる。又職業によつては特別の學科が授けられ、例へば商業科では商業地理、速記術、タイプライター、裝飾文字などを教へる。女子の職業學校では是等の職業學科

女子の部

第七章 補習學校及び職業學校

商人科(充實組)  
チタウ高等女子職業學校

學科	一年	二年
國語附營業學	4	2
簿記	3	—
算術	4	2
公民學及修身	3	—
速記	4	—
帳場の仕事	1	—
裝飾文字	1	—
タイプライター	4	—
職業學	—	1
佛語	2	2
英語	3	3
體操	1	—
計	30	10

家政科(ドレスデン)

學科	一年	二年	三年
國語及營業學	1	1	1
算術	1	1	1
公民學及修身	1	1	1
裁縫及アイロンかけ	3	—	3
家事學、炊事	—	4	—
圖畫	2	2	2
衛生學	1	—	—
教育學、看病、育児	—	—	1
體操	1	1	1
計	10	10	10

女工科(チタウ)

學科	一年	二年	三年
國語	1	1	2
算術	1	1	—
公民學及修身	—	1	1
炊事	4	4	—
手工	2	—	—
教育學	—	—	4
育児(第一學年では)	—	—	—
體操(算術と交互)	—	1	1
計	8	8	8

田舎の職業學校  
(マリエンベルクのオルベルンハウ)

學科	I	II	III
國語及營業學	1	—	1
算術	1	—	1
公民學及修身	1	—	1
裁縫	2	—	2
炊事及家政學	—	5	—
計	5	5	5

家政科(充實組)標準規定

學科	一年	二年
家事(炊事、アイロンかけ)	8	—
(榮養品學)	1	—
(家計簿記)	2	—
裁縫	6	3
材料學及圖畫	2	—
家政算術	2	1
國語(文學及營業學)	3	2
公民學(國家經濟學)	2	1
衛生學	2	—
育児(看病)	—	1
體操	1	1
教育學及兒童保育	—	1
唱歌	1	—
計	30	10

工業科(ライプツヒ中央女子職業學校)

學科	一年	二年	三年
國語	1	1	1/2
算術	1	1	1/2
公民學及修身	1	—	1/2
教育學	—	—	1/2
圖畫	—	2	2
經濟學及簿記	—	1	2 1/2
家庭裁縫	2	—	—
職業學	1	1	1/2
專門作業	2	2	1
體操	1	1	1
計	9	9	9

農業科(ビルナ)

學科	一年	二年	三年
國語、文通	1	1	—
算術	1	1	—
公民學及修身	—	4	1
家政學、炊事	3	—	2
裁縫	—	—	1
衛生、育児	—	—	1
職業學及營業學	1	1	1
體操	1	—	1
計	6	6	6

田舎の職業學校(マリエンベルクのツォエブリッツ)

學科	一年	二年	三年
國語及營業學	1	—	1
算術	1	—	1
公民學及修身	1	—	1
裁縫	2	—	2
炊事及家政學	—	5	—
計	4	5	4

男子の部

商人科(充實組)  
(ドレスデン第二職業學校)

學科	一年	二年
國語(附文學)	2	—
算術	4	2
公民學、經濟法律	4	1
文通及簿記	4	2
專門學及專門算術	6	2
速記術	2	—
タイプライター	2	—
英語	4	2
體操	2	1
計	30	10

工業科(充實組)  
(ドレスデン第四職業學校)

學科	一年	二年
國語及營業學	4	2
算術及代數	4	1
公民學及修身	3	1
職業學(附算術)	4	2
圖畫	4	3
工作場の作業	9	—
體操	2	1
計	30	10

榮養品製造科  
(ドレスデン、パン焼組)

學科	一年	二年	三年
國語及營業學	1	1	1
算術	1	1	1
公民學及修身	2	2	2
職業學	2	2	2
職業算術	1	1	1
體操	1	1	1
計	8	8	8

農業科(ビルナ)

學科	一年	二年	三年
國語附營業學	1	1	1
算術	1	1	1
公民學及修身	1/2	1/2	1
職業學	1 1/2	1 1/2	2
體操	1	1	1
計	5	5	6

商人科  
(ドレスデン第二職業學校)

學科	一年	二年	三年
國語	1	1	1
算術	2	2	2
公民學及修身	1	1	1
商品學	1	1	—
商業學及文通	2	2	2
速記、タイプライター	2	1	1
簿記	—	1	2
英語	2	2	2
體操	1	1	1
計	12	12	12

工業科  
ドレスデン第四職業學校

學科	一年	二年	三年
國語附營業學	1	1	1
日用算術	1	1	1
公民學及修身	2	1	1
職業學(附算術)	2	2	2
圖畫	2	3	3
代數	1	1	1
工作場の作業	—	—	2
體操	1	1	1
計	10	10	12

人夫組  
ライプツヒ第二第四職業學校

學科	一年	二年	三年
國語及營業學	1	1	1
算術	1	1	1
公民學及修身	1	1	1
勞働學及物品學	1	1	1
工作場の作業	3	3	3
體操	2	2	2
計	9	9	9

田舎の職業學校(マリエンベルクのリュウベナウ)

學科	一年	二年	三年
國語及營業學	1	1	1
算術	1	1	1
公民學及修身	2	2	2
計	4	4	4

獨逸現代の教育思潮と制度

二二〇

の外に家事を教へ主婦及び母としての準備を施すのであるが、職業のない女や家庭や農業の手傳に備はれ又は女中としてはたらくものには家事科が即ち職業家育でもあるから、之を可成り多く課してゐる。

授業時數と學科配當表の例數個を第二二〇頁及第二二一頁に掲げだ。これはいづれもザクセン州内の例である。

補習學校、職業學校に於ける教授法 一、般普通教育と職業教育とが矛盾しはしないかといふことが考へられたのであるが、眞にベスタロッチの精神によつて職業教育を施すならば、それが同時に身心の機能の向上ともなり人格の修養ともなるといふので、ザクセンでは勇敢に補習教育を職業教育にしてしまつたのである。これに倣つて各州でも補習學校が次第に職業學校と呼ばれるやうになり、職業的教育を施すやうになつた。例へば物品を賣る練習をすることによつて、國語の正しい用法を學び、また禮儀作法や、人格の修養も出来る。指物師の組を見ると生徒の工夫によつて投影畫透視畫を描き、その圖に基いて實際に机なり椅子なりを製作してゐる。單なる職業上の技巧を教へるのでなく、その職業に必要な考案力や情操の涵養、基礎知識

などを充分に與へるやうに努力してゐる。生徒は大多數既に備はれてゐるのであるから、實際の練習はそれぞれ傭主の所で出来る譯であるけれども、それは極めて狭い範圍の命ぜられた仕事だけであつて、その職業の社會的意義やその職業全般の仕事を理解することが出来ない。これを授けるのが職業學校の一つの目的である。従つてその職業のあらゆる方面のことを一通りやらせるのである。例へば今述べた指物師にしても種々の家財道具を設計させて圖を描かせ、三年間には相當澤山の工作圖が出来る。生徒はこれを持つて卒業するのであるから、たとひ今迄に作つたことのない物でも、自分の在學中に描いた圖を引き出して來て、それによつてすぐ製作することが出来る。教科書といふものはなく、いづれも自分で考案し、教師が指導してかういふ參考資料を作らせるのである。女の理髮師の組を見た時には定規をつかつて盛に工作圖を書いてゐる。何かと思ふと、鬢を作る時の工作圖でその縫ひ方などをよくわかるやうに描いてゐる。今度はそれに基いて製作するのだといふ。それから髪飾り方、俳優の顔の暈取の仕方まで教へる。これも種々の顔の印刷物があつて、生徒が教師の指導によつて自ら繪具で記入するやうになつてゐる。其他どの科を見ても皆かういふ調子で根本的にそしてその職業全

般の知識を自分でかせぎ出すやうに仕向けてゐる。教科書を與へて之を暗記せよといふやり方や、教師が講義して生徒が筆記するといふことは全くない。彼等は本當に之を理解しさえすれば忘れたつてよいのである。必要な場合には参考書なり在學中に作つた参考資料なりを見れば書いてある。覺える要はない。自分自身で作つた参考資料ならば、あとからその意味を理解し之を應用することは容易である。職業學校は學科が澤山に分れてゐるので、それを一々述べることはとうてい出来ないし、僕の見學したのもそのうちの一部分に過ぎないのであるから、他は略することとする。たゞ一言しておくのは職業學校に於ける實習が實際の仕事場と同じやうになつてゐることである。靴屋は腰掛けて仕事するやうに出來てゐるし、仕立職人の組へ行くとき大きなテーブルの上に乗つて足を投げ出して仕事をしてゐる。こゝでもあらゆる場合を一通りやるので、一つの布にボタンの孔を澤山あけて、一つ一つ違つたかがり方をして、標本作つてゐるのを見た。また料理屋の給仕人の組では、お客の坐るテーブルや、料理を臺所から出して渡す所、お金を換定する帳場が出來てゐる。萬事この調子であつて面白いと思つた。授業は勿論無料であるが、これに必要な材料は多くは商人又は職人から提供せられ、生徒の

製品は再びそちらへ戻すといふことになつてゐる。花輪製造や靴屋などでも皆かういふ風にしてゐる。

**補習學校、職業學校の教員は専門家であると同時に教育家でなければならないから、なかなか適當な人を得ることは困難である。従つてこれの教員養成機關を設けるといふことが是非とも必要である。その方法は各州まちまちである。今ザクセンの例についてのべると、一九〇七年に國民學校教員に一箇月の講習をしたのが始まりで其の後一九一三年には講習期間が三箇月となり、次第にこの講習期間が長くなつた。一九二四年からは、ドレスデンの工科大学に教員養成所を設け、九年制の高等中學校卒業生又は舊師範學校(高等中學校よりも一年長くかゝる)の卒業生を入學せしめ、少くとも四年間の學術的教育を授け、同時に教授法の實習をさせることとした。そして別に一年間實際の業務に携はることを必要の條件とし、而もそれは入學前に少くとも半年間實地に働いた経験がなければならないこととしてゐる。しかし今日ではまだ他の檢定試験合格者もあり、殊に女子の教員には大學教育を受けたものが殆んどない。けれども是等は多く技工的學科の教員である。尙この他に國民學校の教員の兼ねてゐるものや、錠前製**

造、師表具師など實際家を囑託してゐるものもある。今その状態を示すと上のやうになつてゐる。

補習學校職業學校に關する参考書

1. Jahrbuch des deutschen Vereins für Berufsschulwesen 1927/28

Verlag: Julius Klinkhardt, Leipzig

2. Handbuch für das Berufs- und Fachschulwesen, von A. Kühne, Quelle & Meyer, Leipzig 1922

3. Die Berufsschule Sachsens, von Broschüre 1927, Dresden N. 6, Bischofsweg 12<sup>u</sup> Geschäftsstelle des Sächsischen Berufsschulvereins.

年	任 職		囑 託	
	正 教 員	技 工 教 員	兼 任	副 業
1904	7	0	4146	
1912	53	0	4346	
1922	730	299	6193	
1926	1120	537	2175	827
	1657		3002	

## 第八章 實業學校及び専門學校

プロイセン其他數州で設けられてゐる所謂中學校は既に第五章に述べたやうに多少我國の實業學校に似てゐるが、それよりも稍程度の低いものであり、前章に述べた職業學校は我國の實業學校よりもずつと實用的であつて、普通學の程度が低い。従つてドイツには我國の實業學校と同じ内容の學校は先づないといつてよい。又一方ドイツの單科大學は往々我國の専門學校の如くに考へられるけれども、これはドイツ國內に於ては綜合大學と同資格の學校であり、内容程度も殆ど異なるものである。従つてドイツには我國の専門學校に相當する學校は存在しないのである。しかしドイツには所謂専門學校 (Fachschule) と名けられるものがある。これは今迄述べて來た學校と異り、文部省の管轄に屬せず、多く商工省の支配下にあつて、實際の職業の教育を授けるものである。而しその職業の種類に應じ程度も極めてまちまちであつて、程度の低いものは前章に述べた職業學校と殆ど相等しく、高いものは我國の専門學校の程度のもある。前者を中等専門學校 (mittlere Fachschule) 後者を高等専門學校 (höhere Fachschule) である。

といふ。しかしこれは便宜上假りに名づけただけで、はつきりした區別のあるものではない。専門學校が前章の職業學校と異なる點は義務教育でないこと、又毎日授業を行ふことなどである。高等専門學校は一般には中學校の卒業生又は高等中學校第六學年修了者を入學させるものであるが、國民學校卒業生で實際の職業に従事してゐたものや職業學校を卒業したものにも試験をして入學させることとなつてゐる。尤も程度の低い専門學校ではさういふ資格を要しないのである。

専門學校の修業年限は多くは一年乃至三年であつて、その終りに試験を行ひ、それに及第すれば中等専門學校では中等成熟證を高等の専門學校では成熟證を授けるのであつて、これが將來の就職の資格となつて行く。

各州に於てそれぞれ異つた専門學校があり、その専門の種類も多いのであるから、これを一々記すことは困難であるから、次にはその二三の例をかゝげることとする。

### I、商業に關する専門學校

プロイセンなどに**商業學校**(Handelsschule)と呼ばれるものがある。これと同じ程度の學校を**商業中學校**(Handelsmittelschule)と呼ぶ所や**高等商業學校**(Handelshochschule)と呼んでゐる所もある。是等は國民學校の七年修了者を入學せしめ三年の教育を施すのである。プロイセンには八年修了者に二年の教育を施してゐるのが多いが、その代り入學の際に知識才能を充分に試験した上で生徒を採用する。是等の學校の卒業生は高等中學校の六年修了と同じ年齢になるのであつて、中等成熟證が與へられる。これから更に高等中學校の七年に入學することも出来るが、主として將來商人となるものであつて、それに必要な普通教育と専門の知識技能を授けてゐる。即ち學科としては、國語、外國語、歴史、地理、化學、數學の外に商業の諸學科、が速記術、タイプライター及び體操である。

**高等商業學校**(höhere Handelsschule)と名づけられるものには右の如きものの外に、右に述べた程度の商業學校又は高等中學校の六年修了者を收容して一年乃至三年の教育を施すものがある。

各州に於て著しく異なるのであるが、最近の傾向としては、是等種々の商業學校が國民學校の

七年生に連絡して六年間の教育を施す學校に變りつゝあることである。さうなれば第五章で述べた上構學校と丁度並立する學校となる譯である。既にかういふのが出來てゐて、之を俗に實業上構學校 (Wirtschaftshochschule) と呼ぶことがある。修業年限が上構學校の修業年限と同じものは商科大學へ入學する資格が與へられてゐる。修業年限がそれよりも短いものには補充試験を行つて同等の資格を與へてゐる。この補充試験は大學入學の爲めばかりでなく、社會的にも高等教育のある證明となるものである。

## II、工業に関する専門學校

これにも種類が澤山あつて一概に論ずることは極めて困難である。程度の高いものは高等中學校の六年修了を條件の一つに加へてゐるが、程度の低いものは國民學校卒業でよいこととなつてゐる。但しいづれの場合でも學校卒業後二年間現場で労働して實際の經驗を有することを入學資格として數へあげてゐるのが多い。この點が我國の實業學校や専門學校と異なる點である。實際の經驗なき生徒のみを集めて教育することは無能な教師にとつては便利な方法ではあ

るが、教育上の効果は薄い。この點を考へるとドイツのこのやり方は大變面白いと思ふ。

尙土木建築の専門學校及び機械の専門學校の優等卒業生は補充試験を受ければ工科大学に入學する資格が與へられる。工業に関する専門學校は修業年限が二年半位が普通であるが、二年のもの三年半のものなどあつて一定しない。これに次のやうな種類がある。

(1) **土木建築の専門學校**は種々の名稱で呼ばれてゐる。ある地方では Baugewerkschule、或る地方では Bauschule 又ある地方では Technikum と呼ばれる。多くは建築科と土木科との二つに分れてゐるが、なかには建築科のみのもや、兩者の區別を設けてゐないものもある。又或る學校では別に石工科、庭園科などを設けてゐるものもある。

この學校の目的は左官、大工、石工を養成し、その職人の試験の準備をさせるとか、私設建築事務所や建築の現場の助手の養成、工科的の位の役人 (技手) の養成にある。従つて教育の内容としても主として實際の問題について、その技術上學術上の教育を施すのである。

(2) **金屬工業の専門學校**では實際に機械を組立てたり、運轉したりする技手を養成するのが目的であつて、**高等機械學校** (höhere Maschinenbauschule) と名づけられるものは多くは中等



成熟證（高等中學校六年修了）を有し、且つ二年間實際にはたらいだものを入學させるものであり、單に機械學校（Maschinenbauschule）と呼ばれるものは國民學校及び補習學校の卒業後二年乃至四年間實際に働いたものを入學させるものである。

この他にこの種類の學校として、造船及び船用機械學校、冶金學校があり、また時計製造、錠前製造、眞鍮鋼鐵の加工等の専門の學校もある。

(3) 纖維工業に関する専門學校としては纖維工業の經營者、技師を養成する目的で中等成熟證を有するものを入學せしめる機業高等専門學校（Höhere Fachschule für Textilindustrie）があり、また纖維工業に必要な技手、事務員、圖案家養成の目的でこれよりも程度の低い機業専門學校（Fachschule für Textilindustrie）がある。ケムニッツにある工業大學（Gewerbeakademie）（工科大學 Technische Hochschule にあらず）には纖維工業機械製造科がある。この他に纖維工業に必要な男女職工、技手養成の爲めの夜學校や日曜學校もある。

(4) 手工及び工藝に関する専門學校 工藝に関する事業の助手、即ち工藝品の圖を描いたり、圖案を作つたりする者、工作場の技手、職工長を養成する爲め、また獨立の事業家や理論的及

び實際的の修養ある職人を作る爲めに設けられてゐるもので、入學資格なども一定してゐない。晝間の學校として修業年限四年位のものもあれば、夜間學校、日曜學校などもある。

また個々の技藝を専門とする學校もある。そのうち最も多いのが木工養成の學校であつて、他に象牙細工専門のもの、寶石細工専門のもの、玩具、窯業、籃製造などある。又寫眞學校、印刷學校、屋根ふき學校、圖書館技工養成の學校、硝子工業學校、製靴學校などもある。

(5) 鑛山學校（Bergschule）と稱するものには採炭、採鹽、鑛石採掘等の種類があつて、修業年限は二年乃至五年である。

(6) 航海學校（Seefahrtsschule）は年限一年以内でこれに航海學校と機關學校との別がある。

### III、農業に関する専門學校

農業に関する専門學校は近年著しく發達した。これには國民學校に接續する學校として耕作學校（Ackerbauschule）と名づけて二年間農業の理論と實際とを授けるものと、農業學校（Landwirtschaftsschule）又は農業冬期學校（Landwirtschaftliche Winterschule）と名づけて冬期

に於て農業の理論を授ける學校とがある。又、プロイセン、バイエルンには國民學校の四年に接続する六年制の**農業學校** (Landwirtschaftsschule) がある。この他に**農業實際家の爲めの高等專門學校** (höhere Fachschule für praktische Landwirte) がある。これは高等中學校六年修了者を入學せしめ修業年限一年である。これを卒業して補充試験を受ければ農科大學に入學する資格を得ることも出来るやうになつた。

尙、特種の學校として高等園藝學校、高等庭園學校、果樹、葡萄栽培の學校、各種牧畜の學校、牛乳加工品製造の學校、農業機械の學校、馬蹄學校、農業經理學校、森林學校などがある。

#### IV、女子の爲めの專門學校

これは一般に**婦人學校** (Frauenschnle) と呼ばれる。通常女子高等中學校の六年修了者を入學させることになつてゐるが、國民學校卒業の秀才を試験して入れることもある。これに種類があつて、主婦又は家政婦としての教育を施すもの、主婦としての教育と同時に裁縫、刺繡の如き技藝を授けて職業的教育を施すもの、社會婦人學校 (soziale Frauenschule) として社會事

業の役人や公益事業に携はる婦人を養成するものもある。

而して是等の卒業者は技藝の女教員、幼稚園保姆、等の養成所に入學する資格が與へられる。**實業學校及び專門學校に關する參考書**

第七章の終に記したものを參考せられたし。

## 第九章 國民大學

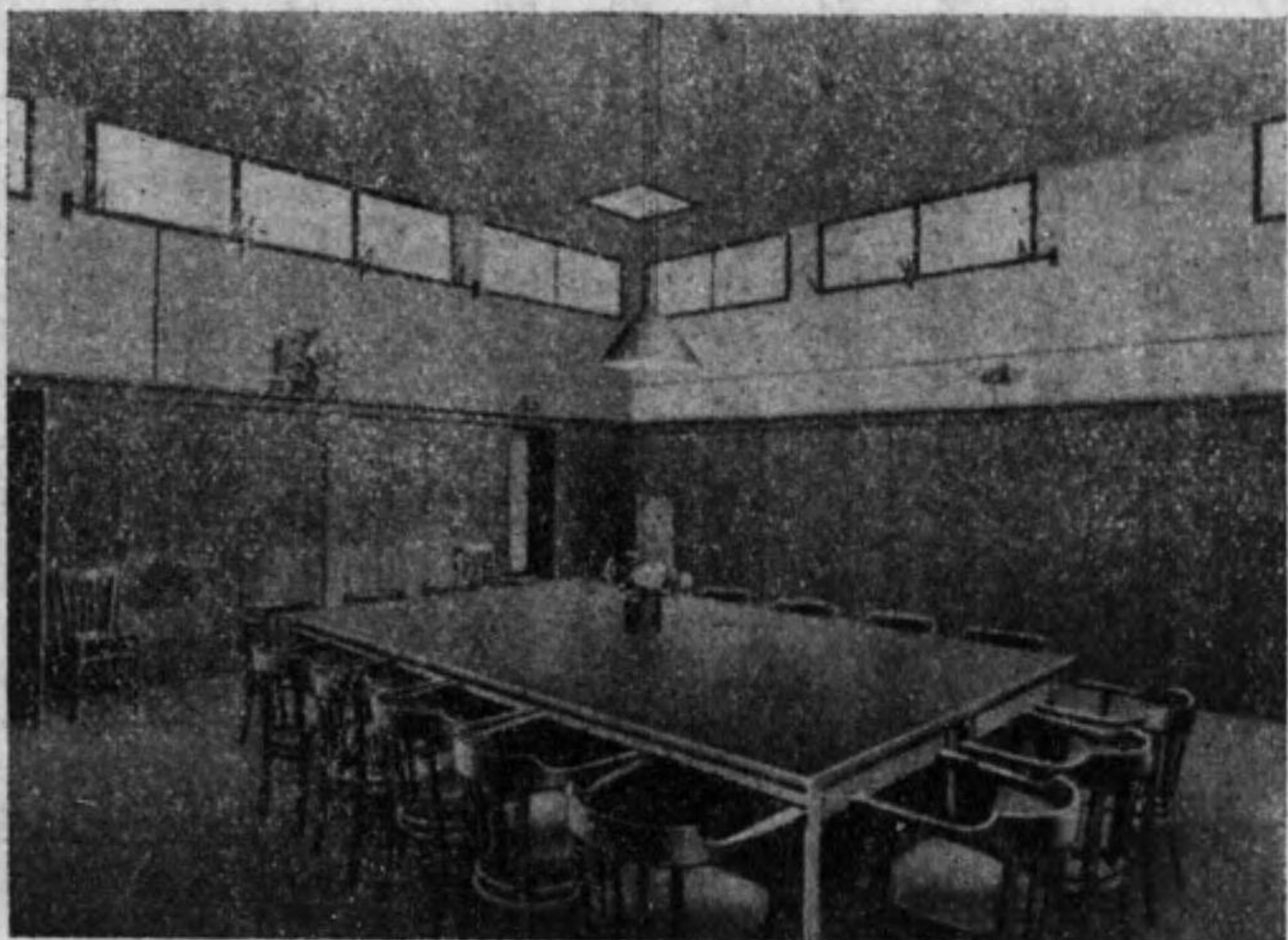
國民大學 (Volkshochschule) は云はゞ成人教育機關である。デンマルクの國民高等學校がデンマルクを救つた事實に鑑み、ドイツもその眞似をしようといふのである。一體ホッシュューレといふ言葉は直譯すれば高等の學校といふことになるので、デンマルクの教育が我國に紹介せられる時に國民高等學校と呼ばれたのであるが、ドイツでは綜合大學や單科大學を總稱してホッシュューレと呼んでゐるから、此處にも國民高等學校と云はずに國民大學と翻譯することとした。

ドイツに於ける成人教育の歴史を見ると、今から六十年ほど前に一八四八年キリスト教新教、一八四九年キリスト教舊教の労働者の組合が出来て、宗教的の教化運動が起り、其の後一八七〇年には自由黨及び社會民主黨の聯合教化團體が出来て、青年を彼等の理想に基いて教育しようとした。一八七一年から中立の成人教化運動が起つた。けれども今日のやうに意義のある効果のあるものではなかつた。歐洲大戰爭中に國民大學の考が一般化し是非とも之が必要で

あるといふことになり、又從來のやうな放任主義でなく國家が之を促進し且つ指導しなければならぬといふことになつた。そして一九一九年から一九二〇年にかけて一時に數千の國民大學が出来たけれども容易にその効果を收め得ず、消滅したのも多い。そこで之を如何に育て行くべきかの研究をなし、今日ではやうやくその基礎がかたまり、次第に堅實に發達し得ることゝなつた。

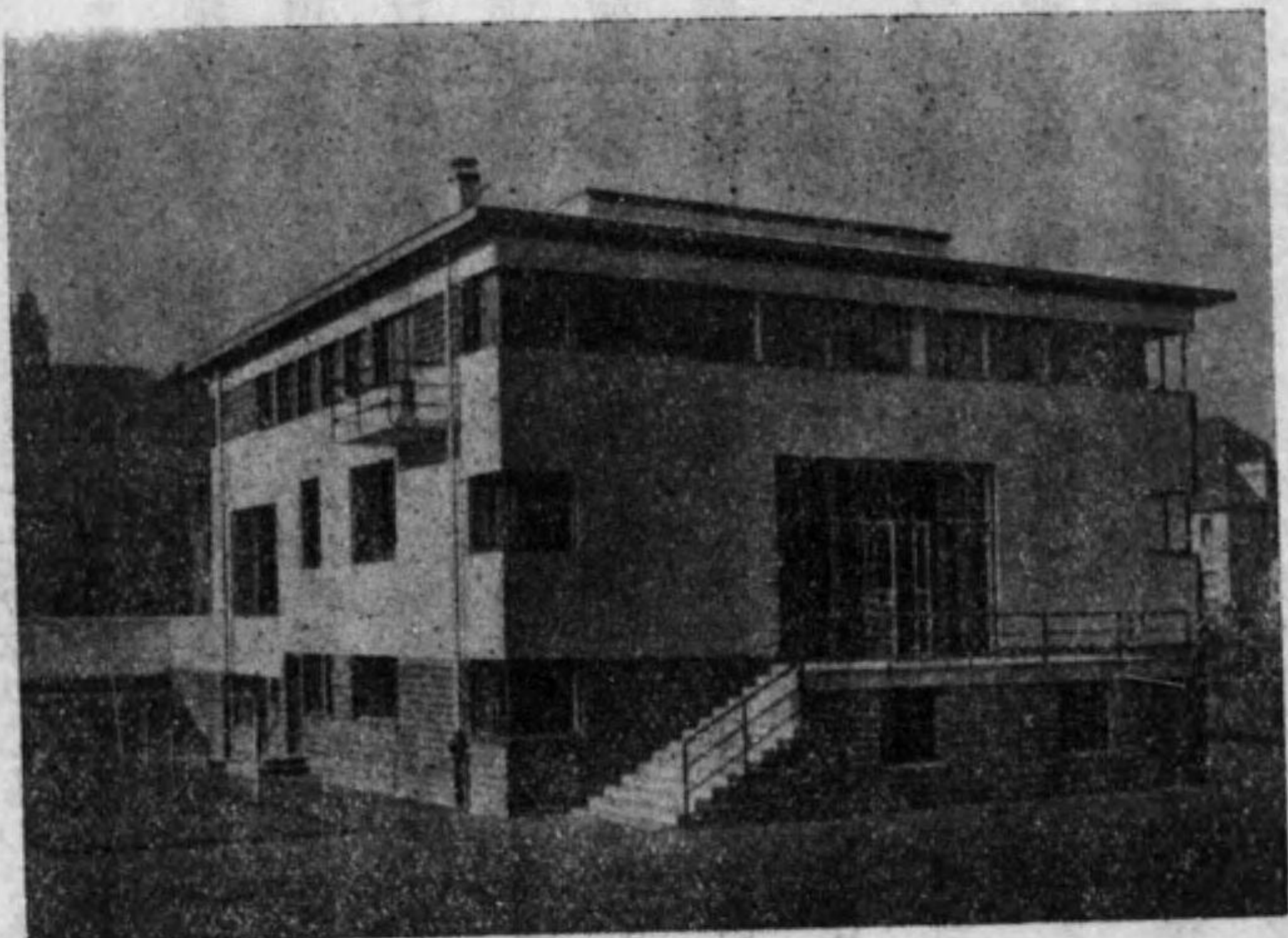
國民大學は一般民衆の教化を目的としてゐるのであつて、通常夜間に授業を行ふのである。以前には主として講義によつて更に高等の知識、國民として必要な修養を與へようとしたのである。しかしかういふ方法は既に今日の學校教育に於ても價值少きものとして用ゐられないのである。まして一般民衆の自由意志によつて集つて來た會衆がかういふ通り一邊の方法では満足せずまた効果の少いことは我國の教化團體の講演會などによつても證明せられる所である。そこで國民大學の教育方法としては、原則として勤勞團體 (Arbeitsgemeinschaft) の方法をとることとなつてゐる。日本流に云へば研究会と云つたらよいかも知れない。つまり生徒と教師との關係は聽衆と辯士との關係でなく、會員と指導者といふ關係で、相互に研究し合ふのであ

第四圖



る。一組の會員數を三十人以下とし、それに一人の指導者がついてゐて、會員相互の研究の方針を與へ、その研究を適當の方向に導き結論を與へるのである。會員は土地の狀況や研究題目の種類によつて異なるがその三分の一乃至三分の二は労働者であるが、其の他に、傭人、役人、教師、商人、技手、主婦などもまざつてゐるから、彼等の有する知識、経験も異り、お互に益することも多い。そしてこの間に精神的の所得もあり、素朴な常識を正確な知識に向上させることが出来る。種々な世界觀の理解と自己の堅實な世界觀の確立が出来る。第四圖に示したのはライブツッヒ國

第五圖



民大學で新に建てた教室である。教室と云つても談話室或は會議室のやうになつてゐて、こゝで上に述べたやうな研究會が開かれるのである。これは講義によつて教授する學校でなく、相互の勤務によつて研究する學校と云ふ意味で、この建物を「勤務の學校」(Schule der Arbeit)と名づけてゐる。この室の周圍には他の室があつて光線は天井のすぐ下の所から這入る。第五圖はこの建物の外觀であつて、屋根の中央に一段高くなつてゐる部分がこの室の天井に當る譯である。

國民大學の運動の他の一つのあらはれは寄宿國民學校(Heimvolksschule)或は國民大學

塾 (Volkshochschulheim) と呼ばれるものである。國民大學の會員は通常二十五歳から四十歳位までのものが多いが、國民大學塾の塾生は十八歳から二十二歳位までのものが多く、是等の青年を寄宿舎に收容し、一人の指導者の下に共同生活を行はせて修養させるのである。彼等は日中はそれぞれの勤勞に出掛けるのであつて、夜間に一週數回だけ上の如き研究會式の教育を受けるのである。上に述べた「勤勞の學校」は國民大學の教室であると同時に國民大學塾であり、十數名の塾生が寄宿してゐる。教室の周圍は他の室になつてゐると云つたが、之が彼等の寄宿してゐる室である。これは外から見た第五圖によくあらはれてゐる。

然らば國民大學は如何なる教育を行ふかといふと、之は土地によつても異り一口には云へない。ライプツヒには、今述べたライプツヒ國民大學 (Volkshochschule Leipzig) の外に尙二〇〇 (Fichte-Hochschule 及び Leipziger Volksakademie) の私立の國民大學がある。さつれも創立後既に約十年を経過してゐる。今ライプツヒ國民大學の教授内容を紹介しよう。これは一九二九年の冬の行事目錄の翻譯である。冬の學期は一月十四日から三月二十二日までであり、次に掲げる種々の科目のうちから自分の好きなだけ選んで之に参加し得るので、一科目に

つき一學期間の授業料が日本の金で約一圓位である。尤も實習などにはもつと授業料の高いがある。また失業者や學生には授業料の割引がある。

### 一、自然と人類

#### 1、ヴェーバー氏 (これは講師の名)：星座と星の名

古代の文化民族の用ゐた星座による空の區分と時代の経過によつて起つた變化。種々の國語から來た星の名の由來とその説明。幻燈使用の研究會、毎水週日八時から十時まで、大學

#### 第十一講堂、一月十六日より八回。

#### 2、ブッフ氏：地球の歴史の根本の問題

地球の内部。岩漿。火山の問題。山脈の生成。風化。海中の沈積物。岩鹽、石炭、石油の生成の問題。博物館の案内と幻燈。

研究會。毎水週七時四十五分から九時十五分まで、自然科學郷土博物館にて。一月十五日開始。

3、ロイシエ氏：ザクセン第一部

この研究會の目的はザクセンに關する知識を地理學的に整理することにある。これは青年團及び青年の指導者の爲めの提議と思想交換を豫想したもので、特に郷土的の遠足者の實際的要求と教育に役立つ。小さなザクセン全圖と二三の個々の地圖を要す。夏學期には遠足を行ふ。

研究會、毎金曜七時半から九時まで。家政學校にて九回と、郷土博物館訪問一回。一月十八日開始。

4、マグデブルク氏：生命の科學

ダーウイン及びヘッケルの學說。現代に於ける自然科學の位置。資料によつてヘッケル、オストワルト等の學說をも學ぼうと思ふ。之と關聯してヘッケルに反對し又ヘッケルを祖述した近代の科學者の著述の拔萃を読み且つ話す。結論として自然科學研究の歴史に於て發見せられ又現代の自然科學的思考に於て横はる問題を認識しようと思ふ。

研究會、毎水週八時から十時まで大學三十番講堂十回、一月十六日開始。

5、エールマン氏：動物の構造

この研究會は秋の學期の續きであるが、新入會者にも役立つやうに行ふ。特に高等動物殊に脊椎動物を人間まで取り扱ふ。

研究會、毎金曜七時から九時まで、ガウヂツヒ學校にて十回、一月十八日開始。

ゲルトロルド、コッホ氏：醫學より見た婦人の性的生活54を見よ、

エルゼ、マイヤー氏：性病及び性病撲滅の法律55を見よ。

6、ロイシエ氏：春の森林の鳥類について

幻燈を使用し我々の市の周圍の野や森の春の散歩遠足の準備のためのもので特に不慣れの觀察者の爲め。

研究會、毎月曜七時半から九時まで、家政學校で六晩の外に遠足四回、一月十四日開始。

7、ロイシエ氏：自然及び郷土學的研究會、第三部。

夏及び秋の觀察の繼續及び結論、郷土遠足の年中行事。研究會六晩、土曜から日曜にかけての旅行二回。新入會可能。毎木曜七時半から九時まで家政學校にて、一月十七日開始。

8、グスタフ、シュルツェ氏：地圖の描き方と讀み方

地圖作製の新しい方法。飛行寫眞と地圖。地表を地圖にする方法。地圖の讀み方。

幻燈使用の研究會。毎木曜八時から十時まで、大學三十七番講堂にて。十回。一月十七日開始。

9、デヴェルマン氏：實驗に基く化學の入門、第二部  
電氣化學。有用金屬。貴金屬。原子の構造。

研究會。毎金曜七時から九時まで、南上級實科學校にて十回。一月十八日開始。

10、エーリッヒ、ザイフェルト氏：小庭園所有者及び栽培好きの人の爲めの研究會。

今回は土壤及び肥料を中心として研究。即ち種々の土壤とその成分。土地の構造。肥料とは何ぞや。如何にして植物に物質を與へるべきか。何時肥料を施すか。種々の肥料。又會員の希望によつては話の都合のつく限り他の問題を顧慮してもよい。

研究會。毎水曜七時半から九時まで。家政高等中學校にて。十回。一月十六日開始。

第二部以下は單に研究題目のみを記す。

## 二、人類と社會

### 1、經濟

11、經濟入門、第二部。

12、資本の循環。

13、有名な小説にあらはれた最近の經濟戰。

14、合理化と資本集中。

15、ドイツの經濟的生産の基礎。第二部。

16、現代の世界經濟。

尙32及び65を見よ。

### 2、社會と國家

17、公民的及び社會主義的の社會學。

18、現代の社會主義的思潮。

- 19、社會主義と軍國主義。
- 20、共產黨宣言。講讀及び批評。
- 21、ドイツ國民の社會組織。
- 22、社會的勤勞の目的。
- 23、原始時代に於ける家族及び精神文化の發達。
- 24、フランスのドイツに對する關係とヨーロッパの平和。
- 25、國際聯盟の意義。
- 26、戰爭以來のイギリス世界國の危機。
- 27、ソヴィエットロシアのヨーロッパ及び世界に對する意義。
- 28、外交時事問題。
- 29、政治上の時事問題の論述。
- 30、二十世紀に於ける無產黨。
- 31、共產黨は何を欲し、社會民衆黨は何を欲するか。

- 32、ソヴィエットロシアに於ける國家と經濟。
- 33、ヨーロッパ大陸の統制は思考し得べきか。
- 34、文筆に影する今日のイギリス。  
尙38、42、64を見よ。

3、法律

- 35、勞働裁判特にドイツの勞働裁判の判決の論述。
- 36、刑、刑の執行、及び刑の執行の改革。
- 37、婦人及び青年の刑法。  
尙49、55、65を見よ。

三、世界觀

- 38、歴史哲學の入門。
- 39、哲學が我々にとつて今日尙如何なる意義を有するか。哲學入門。



- 40、認識への道。
- 41、世界觀の廻轉。
- 42、現代の宗教的及び社會的批判。
- 43、生命の形成と繼續。
- 44、個人的並に一般的の性的生活の文化に對する意義。
- 45、キリスト教と性的生活。
- 46、兒童の肉體及び精神的發達。
- 47、成熟期の心理。
- 尙17、20、23、43、50、51、52、53、66、77、84、104を見よ。

#### 四、婦 人

- 48、婦人と生活。
- 49、家庭に於ける婦人の權利と義務。

- 50、今日婦人は結婚について如何なる位置に立つか。
  - 51、遊戯兒童。
  - 52、教育の困難な子供。
  - 53、教育家としての母。
  - 54、醫學上より見た婦人の性的生活。
  - 55、性病及び性病撲滅の法律。
  - 56、家庭看護及び應急手當(實習を含む)。
  - 57、及び58、婦人服。
  - 59、手工實習(品質及び趣味についての論述を含む)。
  - 60、職業婦人及びその家庭の營養と經濟。
  - 61、乃至63、我々は如何に榮養をとるべきか。
  - 64、新舊材料から作つた健康的婦人子供服。
- 保健問題の入門とそれに通ずる設備。

65、新舊材料から作られた健康的婦人子供服。

婦人は經濟、法律及び國家について何を知らねばならないか。

66、新舊材料から作られた健康婦人子供服。

教育の補助。

尙37、46を見よ。

## 五、技藝と實習

### 1、音 樂

67、音樂の基礎。

68、音樂の技術の入門。

69、聲樂練習。

70、發聲。

71、發聲（進歩したものの爲め）。

72、初心者爲めの琵琶及びギタ演奏法。

73、多少の心得あるもの爲め同上。

74、琵琶合奏。

75、アントン、ブルックナー交響樂。

### 2、美術及び圖畫

76、ドイツの藝術感覺。

77、藝術と世界觀。

78、博物館の案内。

79、初等圖畫。

80、高等圖畫。

81、印畫練習。

82、裝飾文字及び文字圖案。

83、廣告書畫。

3、文學と語學

84、現代の劇場。

85、母國語の一部分としての外國語。

86、實用語學練習。

87—88、話し方と演説法。

4、體 育

89—90、職業に起因する疾病の豫防及び治療の體操。

91—92、發育の爲めの體操。

93—94、新舊國民舞蹈。

95—96、律動的體育。

97—100、ローエランドの體育。

101—102、ラバンの運動法。

103、運動合唱。

實 習 其 他

104、労働者の住宅。

尙、3、8、9、10、56、57、58、59、60—63、64、66を見よ。

以 上

昭和五年三月廿五日  
昭和五年四月一日  
發行

著作  
所權  
有作

獨逸現代之  
教育思潮と制度

定價金壹圓九拾錢

著者 津田 榮

發行者 目黒 甚七

印刷者 根本 力三

東京市牛込區市谷加賀町一ノ二

秀英舍印刷

發行所

東京市京橋區南傳馬町二丁目  
新瀧縣長岡市表町四丁目(本店)  
新潟市古町通七番町(支店)

目黒書店

東京電話京橋三四一七番長  
電話長岡一八番新  
電話新潟九〇三番  
振替東京二八〇九番  
振替東京三六一九番  
振替長野四〇九〇番



終

